

運営規程

つばき訪問看護ステーション指定訪問看護 〔指定介護予防訪問看護〕事業運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社 Recovery Connect が設置するつばき訪問看護ステーション（以下「事業所」という。）において実施する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の円滑な運営管理を図るとともに、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）の利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定訪問看護においては、要介護状態の利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。

指定介護予防訪問看護においては、要支援状態の利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図りもって利用者の生活機能の維持又は向上を図るものとする。

- 2 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 3 事業所は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 4 事業所は、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 6 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供にあたっては、介護保険法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
- 7 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業者へ情報の提供を行うものとする。
- 8 前 7 項のほか、指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供にあたっては、「介護保険法に基づき指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 24 年茨城県条例第 66 条）」及び「介護保険法に基づき指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成 25 年茨城県規則 34 号）定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業の運営)

第3条 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供にあたっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 つばき訪問看護ステーション
- (2) 所在地 茨城県取手市戸頭4-7-16

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする

- (1) 管理者 看護師 1名（常勤職員）

管理者は、主治医の指示に基づき適切な指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕が行われるよう必要な管理及び従業者の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。また、質の高い訪問看護を提供するため、職員の研修を継続的に行い、資質の向上を図る。

①職員管理と事業運営

- ・看護職の確保と職員の指導監督
- ・月間及び年間の事業計画書作成、収支計画書作成
- ・介護報酬、利用料等の請求及び受領
- ・勤務表の作成
- ・営業時間外の訪問看護体制の確保
- ・職員の研修、人材育成
- ・関係記録の整備
- ・設備及び備品等の管理
- ・職員の健康管理
- ・訪問看護サービスの提供機関として、地域における関係機関との連携・調整
- ・緊急時対応に関するここと
- ・その他、通知・報告・照会等の回答及び文書等の提出

②関係機関等の連携に関するここと

- ・訪問看護利用者と主治医との連携
- ・訪問看護利用者と職員との総合調整
- ・訪問看護情報提供による保険・医療・福祉サービスの連携

③緊急時の対応に関するここと

- ・医療事故、交通事故対応処理に伴う訪問看護調整
- ・苦情対応処理

④庶務に関するここと

- ・諸規定、文書の整理、公印の使用、保管
- ・予算及び決算、収入及び支出

- ・その他訪問看護業務に関すること

(2) 看護職員 3名

看護師 2名（常勤 2名のうち 1名は管理者と兼務、非常勤 0名）

准看護師 1名（常勤 0名、非常勤 1名）

看護職員は、主治医の指示による訪問看護計画（介護予防訪問看護計画）に基づき指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供に当たる。

- ①管理者の指導の下に主治医の指示により、療養者を訪問し在宅において看護を提供する。
- ②利用者の健康状態及び日常生活上の障害等のニーズを的確に把握し、自立への援助をする。
- ③療養者及び介護者に介護方法を指導し、併せて在宅療養が快適に継続できるように精神的に支援する。
- ④保険・医療・福祉の動向に关心を持ち、在宅療養及び看護問題の把握に努める。
- ⑤利用者の訪問看護計画を立て、実践した内容を記録し保管する。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。

ただし、祝日、夏季休暇、年末年始休暇を除く。

(2) 営業時間 午前 9 時から午後 5 時までとする。

(3) サービス提供時間 午前 9 時から午後 5 時とする。

(4) 上記の営業日、営業時間のほか、電話等により 24 時間常時連絡が可能な体制を整備する。

(訪問看護の利用時間及び利用回数)

第7条 居宅サービス計画書に基づく訪問看護の利用時間及び利用回数は、当該計画に定めるものとする。ただし、医療保険適応となる場合を除く。

(訪問看護の提供方法)

第8条 事業所で行う指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供方法は次の通りとする。

- (1) 利用者が主治医に申し出て、主治医が交付した指示書により、訪問看護計画書を作成し訪問看護を実施する。
- (2) 利用者、家族から事業所に直接連絡があった場合は主治医に指示書の交付を求めるよう助言する。
- (3) 利用者に主治医がない場合は、事業所から地域包括支援センター、関係機関などに調整を求め対応する。
- (4) 介護保険による訪問看護を利用するものは訪問看護の利用希望者がケアマネージャーに申し込み、ケアプラン及び主治医の指示に基づいて訪問看護計画書を作成し訪問看護を実施する。

(指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の内容)

第9条 事業所で行う指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕は、利用者的心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行うことの目的として、次に掲げる事業を行う。

(1) 訪問看護計画書（介護予防訪問看護計画書）の作成及び利用者又はその家族への説明

利用者の希望、主治医の指示及び心身の状況を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載

（サービス内容の例）

- ① 病状・障害・全身状態の観察
- ② 精神科領域に関わる訪問看護業務、障がい者支援
- ③ 清拭・洗髪等による清潔の保持
- ④ 食事および排泄等日常生活の世話
- ⑤ 医療的処置の実施及び指導、吸引、酸素吸入、カテーテル管理、褥瘡の予防処置、内服管理等
- ⑥ リハビリテーションの実施と相談指導
- ⑦ 終末期ケア
- ⑧ 療養生活や介護方法の指導
- ⑨ 家族への療養介護上の指導、相談、助言、家族の健康管理
- ⑩ その他医師の指示による医療処置、主治医や医療機関への報告、連絡調整

(2) 訪問看護計画書（介護予防訪問看護計画書）に基づく指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕

(3) 訪問看護報告書（介護予防訪問看護報告書）の作成

（利用料等）

第10条 指定訪問看護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬 告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成12年2月10日厚生省告示第19号）によるものとする。

2 指定介護予防訪問看護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年3月14日厚生省告示第127号）によるものとする。

3 医療訪問看護を提供した場合の利用料の額は、健康保険法に基づき定められた額とする。

4 次条に定める通常の事業の実施地域の交通費は、徴収しない。通常の実施地域を超えて行う事業に要した場合の交通費はその実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とする。

通常の事業の実施地域を超えた地点から、片道1キロメートルを超えるごとに30円ずつ追加徴収する。

5 前4項の利用料等の支払を受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。

6 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、その内容及び支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

7 法定代理受領サービスに該当しない指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の内容、費用その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

(通常の事業の実施地域)

第11条 通常の事業の実施地域は、取手市、守谷市、つくばみらい市、常総市、千葉県我孫子市、柏市、流山市の区域とする。

(感染対策・衛生管理等)

第12条 事業所は、看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(緊急時等における対応方法)

第13条 従業者は、指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨機応変の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡を行い、指示を求める等の必要な措置を講ずるとともに管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、利用者に対する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をするものとする。

4 事業所は、利用者に対する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(相談・苦情対応)

第14条 事業所は、指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、提供した指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

- 3 事業所は、提供した指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 4 事業所は前項の内容等について記録し、当該利用者の契約から3年間保管する。

(事故発生防止策)

第15条 事業所は安全かつ適切に、質の高いサービスを提供するために、サービスの安全性はもとより職員の健康管理、事故防止に努め、事業所の保全について計画的に取り組む。

- 2 事故発生時の取り組みについては緊急時等における対応方法) 第13条に準ずる。

(個人情報の保護)

第16条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第17条 事業所は、利用者的人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施（年1回以上）
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者は管理者とする。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第18条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(地域との連携等)

第19条 事業所は、事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供を行うよう努めるものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第20条 事業所は社会的使命を十分認識し、従業者の資質向上、人材育成のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後6ヵ月以内
- (2) 繼続研修 年6回以上

2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 事業所は、従業者に、その同居の家族である利用者に対する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供をさせないものとする。

5 事業所は、適切な指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより看護師等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

6 事業所は、指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕に関する記録を整備し、そのサービスを提供了した日から最低5年間は保存するものとする。

7 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は株式会社 Recovery Connect と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和6年5月10日から施行する。